

北上地区消防組合消防本部訓令第3号

消防機関

北上地区消防組合消防職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年12月26日

北上地区消防組合消防本部
消部長 佐藤 晃

北上地区消防組合消防職員の人事評価実施規程（平成27年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第2（第4条関係）					別表第2（第4条関係）				
	被評価者	1次評価者	2次評価者	確認者		被評価者	1次評価者	2次評価者	確認者
消防本部	消防次長	消防長		消防長	消防本部	消防次長	消防長		消防長
	課長	消防次長				消防長	課長		
	課長補佐以下の職員	課長	消防次長			課長補佐以下の職員	課長	消防次長	
消防署	消防署長	消防次長	消防長		消防署	消防署長	消防次長	消防長	
	副署長、当直部長、係長、出張所長、主任、消防司令補	署長	消防次長			副署長、当直部長、係長、主任、消防司令補	署長	消防次長	
	消防士長以下の職員	副署長	署長			消防士長以下の職員	副署長	署長	
分署	分署長	署長	消防次長	分署	分署長	署長	消防次長		
	上記以外の職員	分署長	署長		上記以外の職員	分署長	署長		

注意事項
[略]

注意事項
[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。